

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当ではなく、調整委員会の議事録の件名、開催日時及び場所については、開示すべきである。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年 2 月 5 日付けで実施機関に対して、「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の、平成 30 年 10 月 2 日及び平成 31 年 3 月 11 日開催の議事録」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の第 6 回及び第 7 回議事録」（以下「本件公文書」という。）と特定した。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件公文書は、条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第 11 条第 2 項の規定により、令和 2 年 2 月 17 日付けで審査請求人へ通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 2 年 3 月 30 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

5 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和 2 年 5 月 20 日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

不開示に対し、開示を求める。

2 審査請求の理由

個人名や個人が識別される情報は黒塗りして開示していただきたい。調整委員会における話し合いの内容をぜひ開示していただきたい。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

1 弁明の趣旨

本件処分は妥当である。

2 弁明の内容

①沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（以下「共生社会条例」という。）第24条の規定に基づき設置された県の附属機関であり、知事からの付託を受け、障害を理由とする差別等について、必要な調査、審議を行い、助言又はあっせん（以下「助言等」という。）が必要と判断した場合には、助言等を行い、差別等の解消を図ることがその役割とされている。

調整委員会の審議においては、差別等を受けたとされる障害者及びその相手方からの主張を確認のうえ、双方から中立の立場として、助言等の必要性を公正に判断する必要がある。そのため、調整委員会委員（以下「委員」とする。）は、障害者又はその家族のほか、福祉、医療、雇用、教育等の関係団体の代表者、経営者又は経営団体の代表者、学識経験者等から構成されており、各委員が専門的見地から意見交換し、助言等の実施に係る意思決定を行っている。

②本件処分の具体的理由

調整委員会は、その性質上、特定の個人又は事業者等の秘密を扱うこと becoming ため、審議は非公開としており、また、委員には懲役又は罰金を伴う守秘義務が課されるなど、極めて機密性の高いものとなっている。

審査請求人が開示を求める公文書は、特定の申請事案に係る審議に関する議事録であり、その内容には個人及び法人に関する情報が含まれているため、これを公にした場合には、特定の個人を識別できるとともに、法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、調整委員会は中立の立場で審議することが求められており、審議においては、外部からの干渉、圧力等の制約を受けることなく自由に意思を表明できることが必要不可欠であり、開示請求者が開示を求める議事録を公にした場合には、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、将来予定されている同種の審議に係る意思決定において不当な影響があることは明らかである。

よって、本件開示請求については、情報公開条例第7条第2号、第3号及び第

6号に該当すると判断したものである。

なお、第6号（審議、検討等に関する情報）に関しては、不開示情報を区分して除くことが不可能なため、公文書の全てを不開示処分としている。

③審査請求に対する反論

審査請求人は、氏名等の個人が識別される情報を除いた部分の開示を求めているが、仮に、議事録から委員を含むすべての氏名等を除いたとしても、委員の氏名及び所属団体等の情報はすでに公表されており、また各分野から各1人を任命しているため、その内容から発言した委員を特定することは容易である。

よって、審査請求人が求める部分開示とした場合においても、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、本件処分には違法又は不当な点は認められず妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が作成した「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」の第6回議事録（平成30年10月2日開催）及び第7回議事録（平成31年3月11日開催）である。

実施機関は、本件公文書の開示決定について、条例第7条第2号（個人に関する情報）、同条第3号（法人等に関する情報）及び同条第6号（審議、検討等に関する情報）に該当することを根拠としているが、審査請求人は、個人名や個人が識別される情報を不開示とすることには異議がなく、審査請求人と実施機関とで争いがなかったことから、審査会においては同条第2号の規定の該当性については判断せず、以下、同条第3号及び同条第6号の規定の該当性について検討する。

2 条例第7条第3号該当性について

①条例第7条第3号

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報等の要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。

「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。なお、法人等の構成員に関する情報も、法人等に関する情報であるものと考えられる。

また「当該法人等の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用、法人等の運営上の地位を広く含むものであると解される。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

②条例第7条第3号該当性

本件公文書は、特定の個人が、特定事業者から差別等を受けたとして、調整委員会へ行った助言等の申請について、当該委員会で審議した議事録である。

実施機関は、調整委員会について、その性質上、特定の個人又は事業者等の秘密を扱うことになるため、審議は非公開としているほか、本件公文書に当該事業者に関する情報が含まれており、これを公にした場合には、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることから不開示としている。

審査会において、本件公文書を見分したところ、当該公文書には、差別等を受けたとされる特定個人が勤務していた、特定事業者の名称、代表者等の氏名及び特定個人が差別等を受けたとされる具体的な内容が記載されている。

これらの情報は、当該事業者の事業活動上の信用及び運営上の地位に関する情報であると考えられ、法人等の権利その他正当な利益に関する情報であると言える。

よって、これらの情報を公にすることにより、当該事業者の事業活動上の信用が失われ、不利益を与えるおそれがあるほか、当該事業者の運営上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当し、不開示が妥当である。

3 条例第7条第6号該当性について

①条例第7条第6号

条例第7条第6号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報に該当する旨規定している。

これは、行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれや、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については不開示としたものである。

②条例第7条第6号該当性

本件公文書は、調整委員会の議事録の件名、開催日時、場所、出席者及び審議内容で構成されており、そのうち審議内容は、発言した委員の氏名及び当該発言内容が詳細に記載されている。

実施機関は、本件公文書について、「公にした場合には、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、将来予定されている同種の審議に係る意思決定において不当な影響がある」ことや、「委員の氏名及び所

属団体等の情報はすでに公表されており、また各分野から各1人を任命しているため、その内容から発言した委員を特定することは容易である」旨を主張している。

審査会において、本件公文書を見分したところ、当該公文書には、助言等の申請者である特定個人の主張を基に、特定事業者による障害を理由とした差別等が行われたか否かについて、各委員が率直な意見交換を行っており、様々な審議・検討を経て、当該委員会として最終的な結果報告を行うまでの、意思決定に至る過程が認められる。

これらの情報が公にされた場合、今後、各委員による率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものと認められる。

また、当該委員会の委員は、各分野から任命されており、発言した委員の氏名を伏せたとしても、その発言内容から発信者が特定される可能性は否定できず、特に会長については、その職責に係る発言内容から特定は容易であると認められる。

発信者が特定された場合、今後、当該発信した委員に対して、外部からの干渉、圧力等の影響を受けるおそれがあるほか、当該委員会の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、公正な判断が損なわれるおそれがあるものと認められる。

しかし、実施機関は本件公文書のうち、調整委員会の議事録の件名、開催日時及び場所(以下「議事録の件名等」という。)に係る情報も含めて不開示としているが、当該議事録の件名等に係る情報を公にしたとしても、「率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとは認められないことから、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきである。

よって、本件公文書のうち、当該議事録の件名等に係る情報を除いた箇所を公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当し、不開示が妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
渡名喜 庸安	琉球大学名誉教授	会長
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年5月20日	諮問書受理
令和2年10月14日	審議（第318回）
令和2年11月11日	審議（第319回）